

ICカード乗車券（ICOCA）の不正乗車について

2020年7月9日
西日本旅客鉄道株式会社

このたび、弊社が駅業務を委託するグループ会社社員が自身の所有するICカード乗車券（ICOCA）を使用して不正乗車をしていたことが判明しましたのでご報告いたします。

今回の事態を厳粛に受け止め、グループ会社及び社内への指導・教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 概要

弊社では、ICカード乗車券処理データの調査を定期的を実施しておりますが、今回、同一駅で入場情報の取り消しを繰り返しているカードを発見しました。

処理を行った社員への聞き取り等の調査を実施したところ、自身の所有する1枚のICカード乗車券（ICOCA）で当社を利用した際に、入場情報を勤務箇所で取り消すことにより正当な運賃の支払いを免れる不正乗車をしていたことが7月8日に判明いたしました。

2 勤務箇所及び当該社員

呉線 吉浦駅（委託駅）

（株）JR西日本広島メンテック社員 40代（女性）

3 ICカード乗車券（ICOCA）の不正乗車について

自身の所有するICカード乗車券（ICOCA）1枚を使用して、2019年5月21日から2019年12月10日までの間に、当該社員の勤務箇所である吉浦駅で不正に入場情報を取り消し運賃の支払いを免れる不正乗車をしていました。

※計4回1,270円分当社路線で不正乗車を行っていました。

4 再発防止策

グループ会社及び社内に対し、発生事象の周知及び、ICカード乗車券処理の適正な取扱いについての指導・教育を徹底してまいります。